

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費（長寿科学政策研究事業）
自立支援型介護等の類型化及びエビデンスの体系的な整理に関する研究（21GA2003）
分担研究報告書

車いすに着目した介護保険施設入所前の福祉用具貸与サービス利用状況の実態
とアウトカムに関する研究

研究協力者 鈴木愛 筑波大学人間総合科学学術院人間総合科学研究群公衆衛生学学位プログラム
研究協力者 宇田和晃 筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野 助教
研究分担者 田宮菜奈子 筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野 教授
筑波大学ヘルスサービス開発研究センター センター長
研究代表者 松田晋也 産業医科大学医学部公衆衛生学 教授

研究要旨

目的

福祉用具は日常生活を営むのに支障のある高齢者の生活上の便宜を図るための重要な用具である。特に車いすは心身の状況に合った製品の利用が重要であり、円背や拘縮が強い高齢者、座位が保てない高齢者にとっては姿勢の維持や褥瘡予防のために高機能な車いすが必要である。しかし介護保険制度上の福祉用具貸与サービスは在宅で生活している要介護者しか利用できず、介護保険施設へ入所した際には同様の福祉用具を使用できるとは限らない。そこで本研究では、福祉用具貸与サービスの状況について、介護保険施設入所前に利用していた福祉用具品目とその割合を、また、車いすについては利用していた種類の実態と介護保険施設入所後の新規骨折の発生状況を明らかにすることを目的とした。

方法

二次データである2018年4月～2019年3月の茨城県介護レセプトデータを使用した。2018年7月～12月の間に在宅から介護老人福祉施設（以下、特養）に入所した者を対象とし、入所前月の福祉用具貸与サービスの利用状況（対象者に占める入所前月に福祉用具貸与サービスを利用していた者の割合）を福祉用具貸与の対象である13品目別に算出した。車いすについては標準型車いすと多機能型車いすに分類し、貸与していた製品も調査し、さらに特養入所前に標準型車いすを使用していた者と多機能型車いすを使用していた者における入所後の新規骨折発生者の割合も算出した。

結果

対象者は1,404名であり、そのうち、特養入所前月に福祉用具貸与サービスを利用した者

は 362 名 (25.8%) であった。入所前月に利用していた者が多かった上位 5 品目の福祉用具貸与品目は、特殊寝台付属品 226 名 (16.1%)、特殊寝台 222 名 (15.8%)、車いす 174 名 (2.4%)、手すり 112 名 (8.0%)、スロープ 91 名 (6.5%) であった。車いす製品の内訳は、「標準型車いす」「多機能型車いす」「不明」がそれぞれ 81 名 (46.0%)、91 名 (51.7%)、4 名 (2.3%) であった。

特養入所後の新規骨折発生者は、入所前に普通型車いすを使用していた者では 0 名 (0.0%)、多機能型車いすを使用していた者では 6 名 (6.6%) であった。

結論

介護保険入所前月に福祉用具貸与サービスを利用していた者は特養入所者で約 3 割いることが明らかになった。また、入所前に車いすを利用していた者においては多機能型車いすを利用していた者が約半数存在していることがわかり、標準型車いす使用者に比べ多機能型車いす使用者における入所後の新規骨折発生者が多い傾向が見られた。入所前と入所後で継続的に同様の福祉用具を使用できないためにこのような負の影響が起こっている可能性があり、福祉用具を介護施設入所後も継続的に使用できるシステムの構築が望まれる。

A. 研究目的

現在、介護保険制度上の福祉用具貸与サービスの対象は 13 品目¹ (車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動排泄処理装置) あり、各福祉用具は日常生活を営むのに支障のある高齢者の生活上の便宜を図るために重要な役割を担っている。特に車いすは心身の状況に合った製品の利用が重要であり、円背や拘縮が強い高齢者、座位が保てない高齢者にとっては姿勢の維持や褥瘡予防のために高機能な車いすが必要である²。

しかし、福祉用具貸与サービスは在宅で生活している要介護者しか利用できず、介護保険施設へ入所した際には同様の福祉用具を使用できるとは限らない。また、介護保険施設における車いすの状況として、

車いすを使用している入所者の半数以上が車いすに対して不快感や不良姿勢、皮膚損傷などの何かしらの問題を抱えているという現状が指摘されており³ 在宅で使用していた車いすを介護保険施設入所後も継続して使用できないことがその状況を助長させている可能性もある。特に多機能な車いすは介護保険施設で備品として備わっていることが少なく、介護保険施設入所後に同様の福祉用具を使用できないことによる負の影響を受けやすいことが予想される。

そこで、本研究は特別養護老人ホーム (以下、特養) 入所前に利用していた福祉用具品目とその割合、また、車いすについては製品別の実態と特養入所後の新規骨折発生状況を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

(1) 対象者

2018年度の茨城県の介護レセプトを使用し、2018年7月～12月に茨城県内の特養に在宅から入所した65歳以上の者を対象とした。

(2) 分析方法

プロセスとして、福祉用具貸与サービスの状況について、対象者に占める特養入所前月に福祉用具貸与サービスを利用していた者の割合を、福祉用具貸与の対象である13品目別に算出した。車いすについては、座面や背もたれがスリングシートタイプの車いすや、フットサポート・アームサポート跳ね上げ機能といった単純な機能のみ装備している車いすを「標準型車いす」、座面高や座幅を調整できるモジュール型や、背もたれの背張が調整可能といった多機能な車いすを「多機能型車いす」と分類し、車いす利用者における各車いすを利用していた者の割合を算出した。

アウトカムとして、入所後の新規骨折発生について、入所後3ヶ月以内に新規に骨折が発生した者を入所後の新規骨折発生と定義した。骨折は転倒に関連があると思われる骨折として、先行研究⁴を参考に以下の骨折と対応するICD10コードを用いた：股関節骨折(S72.0, S72.1, S72.2)、大腿骨骨折(S72.3, S72.4)、膝蓋骨骨折(S82)、脛骨・腓骨骨折(S82.1, S82.2, S82.3, S82.4)、足首骨折(S82.5, S82.6, S82.7, S82.8, S82.9, S92)、鎖骨骨折(S42)、肩甲骨骨折(S42.1)、上腕骨骨折(S42.4, S42.3, S42.4)、前腕骨折(S52)、手の骨折(S62)、肋骨骨折(S22.2, S22.3, S22.4)、胸骨骨折(S22.8, S29)、顔面骨折(S02)、頭蓋内損傷(S06)。

(倫理面への配慮)

本研究で用いるデータは、筆者らが受領する以前に個人を特定できる情報は削除されており、個人情報保護されている。また本研究は筑波大学医学医療系倫理委員会の承認(承認日：2020年9月3日、承認番号：1595)を得て実施した。

C. 研究結果

2018年7月～12月に特養に在宅から入所した者は1,404名であり、平均年齢87.4歳、女性73.0%、特養入所時の要介護度は要介護1：1名(0.1%)、要介護2：23名(1.6%)、要介護3：512名(36.5%)、要介護4：575名(41.0%)、要介護5：293名(20.9%)であった。そのうち、特養入所前月に福祉用具貸与サービスを利用した者は362名(25.8%)であった。

入所前月に利用していた福祉用具は利用者が多い順に、特殊寝台付属品：226名(16.1%)、特殊寝台：222名(15.8%)、車いす：174名(2.4%)、手すり：112名(8.0%)、スロープ：91名(6.5%)であった。

車いす利用者における、「標準型車いす」「多機能型車いす」を利用していた者の割合は、それぞれ81名(46.0%)、91名(51.7%)であった。また、使用していた車いすの種類が不明の者が4名(2.3%)いた(重複して車いすをレンタルしていた者がいるため、合計が100%を超えている)。

アウトカムである入所後の新規骨折は、入所前に標準型車いすをレンタルしていた者は0名(0.0%)、多機能型車いすをレンタルしていたものは6名(6.6%)であった。

D. 考察

本研究は、レセプトデータを使用し、特養入所前の福祉用具貸与サービスの利用状況とその後のアウトカムの状況を記述した初めての研究である。

特養入所前月に福祉用具貸与サービスを利用していた者の割合が約3割いることが明らかになった。特養入所前に使用していた福祉用具で多かった品目は、特殊寝台に関連する福祉用具の他に、車いす、手すり、スロープといった車いすでの移動に関連する福祉用具が多い結果となった。特養入所者では身体機能が低下している者が多いため車いす関連の利用が多かったのだと考えられる。

車いすに着目した結果では、特養入所前に在宅で車いすを利用していた者において、多機能な車いすを利用していた者が約4割存在していたことが明らかになった。ある県内の特養58施設を対象にしたアンケート調査⁵では、施設定員に対する施設の車いす保有割合は、標準型車いすが約70%だった一方、多機能型車いすは15%と大幅に少なかったと報告されている。また、車いす保有台数に対する使用割合は、標準型で約8割、多機能型で約9割であり、施設で保有しているほとんどの車いすが使用されていたと報告されている。つまり、特養では多機能な車いすが少なく、施設で保有していたとしても既存の入所者が既に使っていることが多いと捉えることができる。3つの福祉用具販売事業所に、特養における車いす販売状況や保有状況のヒアリングを行ったところ、多機能型車いすを特養に

納品する機会は増えてきているがまだまだ十分ではなく、特養における保有状況としては総車いす台数に占める多機能型車いすの割合は1割程度であると述べており、これは前述のアンケート結果と同様であった。これらの状況を鑑みると、新規入所者が多機能な車いすを必要としていても行き渡らない可能性が考えられる。また、入所後の新規骨折発生状況から、入所前に普通型車いすを使用していた者は0名だったのに対し、多機能型車いすを使用していた者では6名であり、これは、特養入所前に多機能型車いすをしていた者は入所後、同等の機能がある車いすを使用することができていないために、車いすから転落し骨折が発生している可能性が考えられる。

介護保険施設へ入所した際に、介護保険施設入所前の福祉用具を継続的に利用できていない要介護者が存在し、アウトカムに影響を与えている可能性を示唆しており、入所後も継続的に福祉用具を使用できるシステムの必要性が求められる。

E. 結論

介護保険施設入所前に在宅で車いすを利用していた要介護者において、多機能型車いすを利用していたものが約半数存在していることが明らかになった。車いすにおいては、介護保険施設入所前の福祉用具を継続的に利用できずそれにより骨折が発生している高齢者がいる可能性があり、介護保険施設入所後も継続的に福祉用具を使用できるシステムの構築が望まれる。

究 –他施設との比較から–. 国際医療
福祉大学大学院医療福祉学研究科,
2015, 博士論文

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

鈴木愛、宇田和晃、黒田直明、田宮菜奈
子：介護保険施設入所前の福祉用具貸
与サービス利用状況の実態-車いすに
着目して- 第 81 回公衆衛生学会
2022-10-9(口演)

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

参考文献

1. 厚生労働省. 福祉用具・住宅改修.
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisak
unitsuite/bunya/0000212398.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html)
(2023年4月11日アクセス可能)
2. 廣瀬秀行, 木之瀬隆. 高齢者のシーテ
ィング. 三輪書店(東京)2006;129-
130.
3. Mortenson WB, John L, William C,
Catherin L. The wheeled fields of
residential care . *Sociology of
Health&illness*. 2012 ; 34 : 315-329.
4. Motohiko A, Megumi M, Fumiko M,
Haruhisa F. *Journal of the american
geriatrics society*. 2023; 71(1): 109-120.
5. 村岡健史. 特別養護老人ホーム職員
が求める車いす機能抽出のための研